

～ 在宅高齢者住宅改造費助成事業のご案内 ～

「膝が悪くなったので、和式のトイレを洋式の便器に変えたい。」など、身体の状態が悪くなったために現在お住まいになっている家を改造したいという希望がある方に対する助成事業が「在宅高齢者住宅改造費助成事業」です。

大分県と中津市が共同で行う助成制度で、必要な改造工事費用の一部を助成します。

1. 助成事業の対象者

「在宅高齢者住宅改造費助成事業」の助成金を受けるためには次の条件があります。

項目	要件
対象者	中津市に住所を有する在宅高齢者であって、下記のいずれかに該当する世帯 ・介護保険の「要支援」「要介護」の認定を受けている65歳以上の高齢者がいる世帯。 ・65歳以上の高齢者のみで構成される世帯（単身世帯も含む） ・75歳以上の高齢者がいる世帯
所得要件	対象者世帯の生計中心者の前年分所得が200万円未満である世帯
その他	市税等を完納していること（申請時に完納確認を行います。）

2. 助成事業の内容

介護保険の認定を受けている方で、介護保険の住宅改修の対象となる工事を行う場合は、住宅改修の給付を優先して利用下さい。

助成事業の内容には、次の2種類があります。

	一般住宅改造助成事業	自立支援小規模改造助成事業
助成対象額	助成基本額（上限60万円）の3分の2を助成します。	助成基本額（上限30万円）の3分の2を助成します。
	※ 1,000円未満の端数は切捨てとなります。	
助成制限	当該住宅につき1回	当該住宅につき1回
注意事項	以下の場合は、助成基本額の上限額が変更になります。 ①介護保険の要介護認定で「要介護」又は「要支援」の認定を受けて住宅改修事業を利用している場合（助成基本額より20万円減額） ②過去、自立支援小規模改造助成を受けた事がある場合（助成基本額より30万円減額） ①②のどちらか、又は両方該当する場合は、それぞれの事業での助成基本額を減額します。	一般住宅改造助成事業を受けた世帯は申請できません。

※ 助成基本額が上限額を超える工事については、そのうちの上限額（例：60万円）までが対象になります。

※ 生活保護を受けている場合は費用負担の割合が異なりますので、申請の際には必ず申し出てください。

（例）介護認定を持つ方が、一般住宅改造助成事業を利用した場合。

・介護保険の住宅改修事業助成基本額 20万円

・一般住宅改造助成事業助成基本額 60万円

→今回一般住宅改造助成事業で受けられる助成金額 266,000円（上限）

計算式：60万円-20万円=40万円（助成基本額上限）

40万円×2/3=266,000円（助成金額上限）

3. 助成対象となる工事の種類

在宅高齢者が現在住んでいる住宅のうち主に次の場所を改造する工事を対象とします。ただし、現地調査の結果、介護的な見地から効果が期待できないものについては対象にできません。以下の工事は代表的なものですから、個別にどのような改造を行うかご相談下さい。

《一般住宅改造助成事業》

玄関・・・スロープの設置、手摺の設置、踏み台の設置など

廊下・・・手摺の設置、段差解消のための嵩上げなど

居室・・・手摺の設置、（車椅子乗り入れのための）床材変更、段差解消など

浴室・・・浴槽の変更、（滑りにくいものへ）床材変更、手摺の設置など

便所・・・便器（和式から洋式へ）の変更、手摺の設置、段差解消など

洗面所・・・（車椅子が入れるような）拡張工事など

階段・・・手摺の設置

その他必要な場所の工事・・・個別で内容が異なります。

《自立支援小規模改造助成》

上記のうち、手すりの取付けなど早期に自立支援・重度化防止が可能な工事に重点化した内容とする。

※ 現在無い設備を造るのは新築になるので、基本的に助成の対象になりません。（例：離れを造る。）

※ 下水道設備工事は公共枡へのつなぎこみ工事までのみが助成対象であり、それ以外は助成対象にはなりません。個別に判断する必要がありますので、申請前にお尋ね下さい。

4. その他

工事の施工業者に特に制限はありませんが、申請にかかる書類の作成に専門的な知識を要しますので、介護保険制度の住宅改修事業に関しての経験が豊富な業者をお勧めします。

5. 助成金の申請～助成金交付までの流れ

① 事前申込 事前申込時期 4月中旬から5月中旬まで

事前申込チェックシートにより、対象要件に該当しているか確認後、申込の受付を行います。

② 対象者の決定

募集件数に基づき、対象者を決定します。

募集件数を上回る応募があった場合は抽選会を実施し、対象者を決定します。

※なお、募集件数を下回る申込件数の場合は、抽選会を行わず、対象者を決定します。

③ 申請書の提出 【提出期限：対象者決定後、概ね1ヶ月以内】

◎助成金申請時に必要な書類

1. 申請書(様式第1号)・・・1部

2. 現場見取図・・・1部

※ 現況と改造後予定のものがあれば業者が作成した図面でも可。

3. 市税納税確認承諾書・・・1部

4. 見積書・・・1部

※ 業者が自社様式で作成したもの。工事の内容が書面で確認できるよう、細かな項目毎に見積ったものであること。「〇〇工事一式」といったものは不可。

5. 現状の写真・・・必要な箇所の数を2部

※ 改造する場所が確認できるもの。現場見取図で撮影方向を示すこと。

④ 調査 工事内容等について市役所職員が自宅へ訪問し、調査を行います。

⑤ 交付の決定

助成金交付は市の審査を経て決定するため、一定の審査時間を要します。

⑥ 契約(発注)・着工 交付決定後、申請した内容の工事の契約を行います。

その際に、「事業着手届」を提出して下さい。

※助成金の交付決定通知を受けるまでは、工事の契約(発注)・着工はできません。もし、決定前に契約している場合は、交付決定を取り消します。

※申請時の改造内容と実際の改造内容が異なっているとき、合理的な理由がないと判断した場合は、交付決定を取り消します。

※工事の内容を変更する場合や、工事自体を中止する場合は、届出が必要ですので、必ず事前に報告をしてください。

⑦ 工事の完了 工事が完了した場合は、以下の書類を提出して下さい。

1. 事業完了届

2. 改修前と改修後の様子が分かる写真(改造した場所が確認できるもの)

3. 領収書の写し

4. 助成金請求書(様式第4号)

⑧ 検査 工事完了内容について、市役所職員が自宅へ訪問し、検査を行います。

⑨ 助成金の振込 工事完了の確認後、申請者の口座へ、助成金の振込を行います。

不明な点のお問合わせ・申請書類等の提出先

中津市 介護長寿課 高齢者福祉係

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

電話 0979-62-9807

FAX 0979(26)1217